

事 件 番 号	令和4年（行ケ）第10132号	言 渡 日	令和5年9月6日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第1部		
原 告	株式会社イレブンインターナショナル	訴訟代理人弁護士	久世 勝之 外3名
被 告	株式会社雅	訴訟代理人弁理士	風早 信昭 外1名
意匠に係る物品	一組の自動車用フロアマット		
関 連 条 文	意匠法3条1項3号		
主 文	1 特許庁が無効2021-880012号事件について令和4年11月22日にした審決を取り消す。 2 訴訟費用は被告の負担とする。		
判 決 要 旨	1 取消事由1について （1）ユーアイが販売していた先行製品（「3Dラバーマット」及び「3Dマット」）の形状等は、甲1の1～4に表されているとすることができる。 したがって、本件審決が、甲1の1～4に表された意匠をまとめて先行意匠1の形状等として認定できないとした点には誤りがある。 （2）甲1の2・3の設計図面はユーアイに提供した製品の設計図面そのものではないが、ユーアイが販売している「3Dラバーマット」の設計図面と同一の法人が作成し、その記載された製品の内容も酷似していることなどの事実関係を総合すると、甲1の1～4につき、これらを併せて先行製品の意匠を認定することができるものである。 そして、前記のとおり、先行意匠1は、ユーアイが先行製品を一般向けに販売したことによって、本件出願日前に公然知られたものと認められる。 2 取消事由2について 本件登録意匠と先行意匠1とは、これらの相違点を考慮しても、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるから、本件登録意匠は、先行意匠1に類似するものと認められ、意匠法3条1項3号に該当するというべきである。これと異なる本件審決の判断には誤りがある。		

事案の概要

本件は、意匠登録第1652307号の無効審判（無効2021-880012号）事件について、原告が不成立とされた審決を取り消す旨の請求をした審決取消訴訟であり、知財高裁が原告の請求を認容した事件である。争点は、引用意匠である先行意匠1の公知性、及び意匠法3条1項3号該当性である。

1 特許庁における手続の経緯等

（1）被告は、意匠に係る物品を「一組の自動車用フロアマット」とする意匠（登録第

1652307号、以下「本件登録意匠」という。)の意匠権者である。

- (2) 原告は、令和3年9月21日、本件登録意匠について、意匠登録無効審判を請求した(無効2021-880012号)。
- (3) 特許庁は、令和4年11月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年12月1日に原告に送達された。
- (4) 原告は、令和4年12月26日、本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件登録意匠は、本件出願日前に公然知られた意匠に類似する意匠とはいえず、意匠法3条1項3号に該当しない。

(1) 先行意匠1の認定について

- (ア) 甲1の1～4の証拠に表された意匠は、いずれも本件出願日前に公然知られた意匠であったとはいえない。
- (イ) 原告が主張する先行製品の意匠(先行意匠1)が、甲1の1～4にそれぞれ表されているか
甲1の1～4に表された意匠をまとめて、先行意匠1の形状等として認定することはできない。

(2) 本件登録意匠と先行意匠1'との類否について

本件登録意匠と先行意匠1'は、意匠に係る物品は同一であるが、形状等については、両意匠の相違点が共通点を凌駕し、両意匠は類似するものではない。

3 原告が主張する審決取消事由

- (1) 取消事由1 先行意匠1の認定に誤りがあること及び先行意匠1が本件出願日前に公知であったこと
- (2) 取消事由2 本件登録意匠と先行意匠1との類否判断に誤りがあること

4 本件登録意匠(意匠公報より抜粋) 意匠登録第1652307号

出願日: 令和1年7月23日 登録日: 令和2年1月17日

意匠に係る物品: 一組の自動車用フロアマット

運転席用正面図

センター用正面図

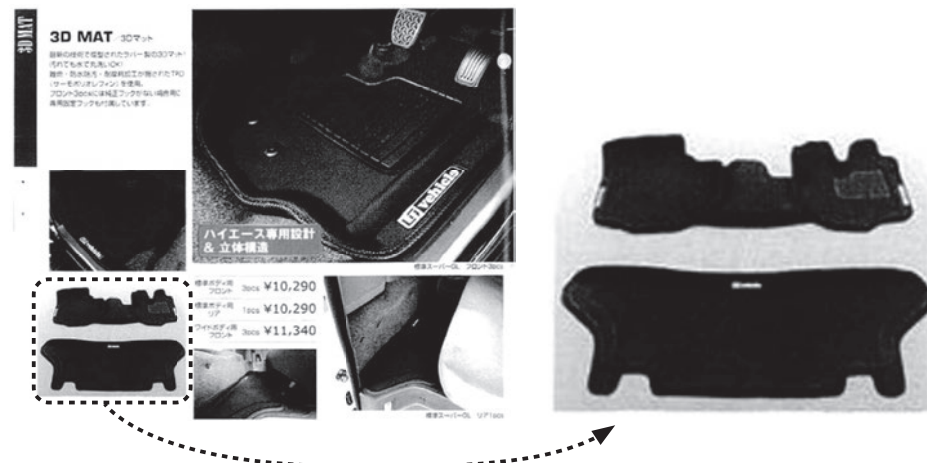
助手席用正面図

二列目用正面図

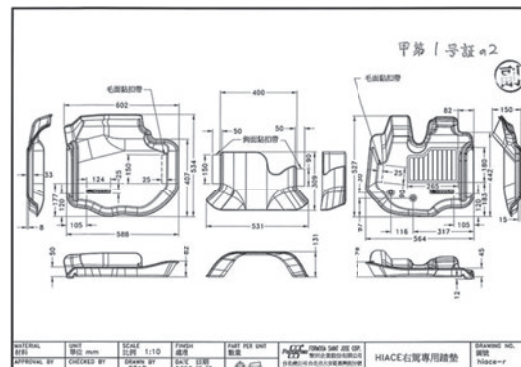


5 甲第1意匠（審決公報より抜粋）

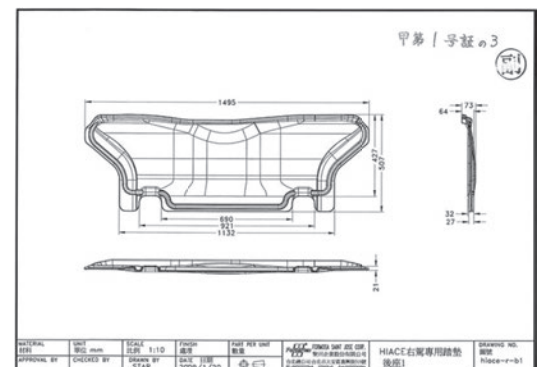
甲1の1



甲1の2



甲1の3



裁判所の判断

1 取消事由1 先行意匠1の認定に誤りがあること及び先行意匠1が本件出願日前に公知であったこととの点について

(1) 原告は、本件審決が、甲1の1～4に表された意匠をまとめて先行意匠1の形状等として認定することはできないとした上で甲1の1のみから先行意匠1'を認定した点に誤りがある旨主張する。

原告が主張する先行意匠1は、ユーアイが顧客に相当数量販売したという先行製品（トヨタハイエース標準ボディ用3Dマット）の意匠である。

ユーアイは、遅くとも平成28年3月4日時点で、そのウェブサイト（甲4の2）において、「標準ボディ用 フロント3ピース」「標準ボディ用 リア1ピース」等のハイエース標準ボディ用フロアマットを「3Dラバーマット」との商品名にて販売している旨を掲載しているところ、同ウェブサイトにて用いられている「3Dラバーマット」の写真5枚は、本件カタログで用いられている写真5枚と酷似しており、ユーアイは、本件カタログ（甲1の1）に掲載された商品（本件カタログでは「3D MAT」との商品名が記載されているが、その形状等上記「3Dラバーマット」と相違するところはいくつかある

れない。)を一般に向けて現実に販売していたものと認められる。

また、原告は、平成27年4月から同年5月にかけて、外注先から「UI vehicle」のロゴマークが付されたハイエース用自動車フロアマットの納品を受けたところ（甲1の4）、同フロアマットには「3Dラバーマット取扱説明書」と題する文書が添付されていたほか、梱包箱に記載された品番及び製品コードが本件確認書に記載の品番及び製品コード並びに本件売上明細表に記載の品番といずれも符合していることからすると、原告が納品を受けた上記フロアマットは、上記のとおりユーアイが販売していた「3Dラバーマット」と同一の製品であると認められる。

そして、本件確認書には、ユーアイが販売する「3D MAT」の設計が、本件確認書添付の聖州企業股份有限公司作成に係る「toyota-hiace 右駕専用型踏墊－神爪」と題する設計図面のとおりである旨が記載され、その設計図面に記載されたフロアマットの形状等は、上記のとおりユーアイが販売していた「3Dラバーマット」の形状等として矛盾のないものであり、かつ、原告がかつて所持していた聖州企業股份有限公司が作成した「HIACE右駕専用踏墊」及び「HIACE右駕専用踏墊 後座1」の設計図面（甲1の2・3）に記載のフロアマットと寸法、形状等において酷似していることが認められる。

以上の事実を総合すると、ユーアイが販売していた先行製品（「3Dラバーマット」及び「3Dマット」）の形状等は、甲1の1～4に表されているといえることができる。これらの証拠から先行製品の意匠すなわち先行意匠1を認定すると、別紙5のとおりとなる。

したがって、本件審決が、甲1の1～4に表された意匠をまとめて先行意匠1の形状等として認定できないとした点には誤りがある。

- (2) 原告は、遅くとも平成24年2月頃から先行製品の納品を受けてこれをユーアイに供給し、ユーアイも、遅くとも同月頃からこれを一般向けに販売するために原告から購入し、その合計数量は運転席用、助手席用及び運転席と助手席の間のセンター用と、二列目用の各フロアマットのそれぞれについて1万セットを超えていることから、ユーアイの一般向けの販売数量も相当数に達すると認められるところ、現に、第三者が先行製品を購入してこれをインターネット上の情報サイトにおいて紹介していることも認められるから、先行製品の意匠すなわち先行意匠1は、本件出願日前に日本国内において公然知られた意匠であったと認められる。

- (3) 被告は、甲1の1～4にそれぞれ表された意匠が公然知られたとはいえないとか、甲1の1～4の間で相互に製品の名称や、製品を特定する品番又は型番が一致しておらず、これらの証拠が同一の製品についてのものと認められないなどと主張する。

しかし、前記(1)のとおり、ユーアイは本件出願日前にハイエース標準ボディ用フロアマットである「3Dラバーマット」を一般に販売していたこと、その形状等は、ウェブサイトに掲載された写真からみて、本件カタログに掲載されているものと相違するところはないこと、原告が本件出願日前に外注先から供給を受けてユーアイに販売したフロアマットも、記載された品番及び製品コードからみて上記「3Dラバーマット」と同一の製品であると認められること、甲1の2・3の設計図面はユーアイに提供した製品

の設計図面そのものではないが、ユーアイが販売している「3Dラバーマット」の設計図面と同一の法人が作成し、その記載された製品の内容も酷似していることなどの事実関係を総合すると、甲1の1～4につき、これらを併せて先行製品の意匠を認定することができるものである。

そして、前記(2)のとおり、先行意匠1は、ユーアイが先行製品を一般向けに販売したことによって、本件出願日前に公然知られたものと認められる。

したがって、被告の主張は採用することができない。

2 取消事由2 本件登録意匠と先行意匠1との類否判断に誤りがあることとの点について

- (1) 本件登録意匠の意匠に係る物品は、運転席用、助手席用、運転席と助手席の間のセンター用、二列目用を一組として構成される「一組の自動車用フロアマット」であり、先行意匠1に係る物品は、運転席用、助手席用及び運転席と助手席の間のセンター用並びに二列目用の「自動車用フロアマット」であるから、両意匠の意匠に係る物品は、実質的に同一である。
- (2) 本件登録意匠の形状等は別紙3に、先行意匠1の形状等は別紙5に各認定のとおりである。

これらを対比すると、まず、本件登録意匠と先行意匠1の基本的構成態様は一致している。具体的態様をみても、運転席用マットでは、上辺の略中央に略V字状の切れ込みを設けて両側を略隅丸台形状の凸状部に形成した点、各隅部の形状、外周の側壁部、マット内には右辺寄りに縦方向に直線状の凸状畝を設けたほか、その左側中央に凹溝で囲まれた略長形状部を配してその内側に縦方向に複数の略細幅長方形部を等間隔に設け、左下隅寄りに二つの小円形状の留め具部を配している点等において共通する。助手席用マットでは、右上隅を大きく扁平W字状に切り欠いた入り隅状としたなどの各隅部の形状、外周の側壁部、マット内には左辺寄りに縦方向に直線状の凸状畝を設けた点等において共通する。センター用マットでは、右上隅を縦方向で1/3強にわたって大きく斜めに切り欠いた丸みを帯びた角型の入り隅状とした点など各隅部の形状、外周に側壁部はなく略シート状である点、底面視で山状に湾曲している点等において共通する。二列目用マットでは、全体が略横長の骨盤形状ともいえるべき左右対称の態様であって、上下左右の辺の形状、外周の側壁部、マット内の左右辺側には辺に沿って凸状の隆起部を設けている点等において共通する。そして、いずれのマットも、全体に暗トーンが施され、表面全体に細かな凹凸が設けられている点において共通する。

これに対し、本件登録意匠と先行意匠1の具体的態様をより子細に対比すると、①本件登録意匠の各マットにはロゴ部及びタグがないのに対し、先行意匠1の各マットには、それぞれ「UI vehicle」と記した長方形のロゴ部や小矩形状のタグが設けられている点、②各マットの縦横奥行きの高さ比、③センター用マットを平面視した際の具体的な形状、④各マットを正面視した際の辺の形状（直線状であるか僅かな斜線状であるか、傾斜の角度等）などにおいて相違点が認められる。しかし、意匠の類否判断は、全体的観察を中心に、これに部分的観察を加えて、総合的な観察に基づいてされるべきであって、細

部の形状などの具体的態様のみを重視することはできないところ、上記①及び④については細部の部分的相違にとどまる上、上記②の本件登録意匠と先行意匠1との縦横奥行き長さ比の相違は、主として平面視及び側面視した際のフロアマットの厚みの相違に由来するものとみられるが、この点は、自動車フロアマットとして装着した後は、特段美感への影響を与えるものとは認められない。同様に、上記③の相違点についても、自動車フロアマットとして装着した後は、特段、美感への影響を与えるものとは認められない。したがって、これらの相違点は、いずれも需要者が特に注目する部分とはいえない。

よって、本件登録意匠と先行意匠1とは、これらの相違点を考慮しても、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるから、本件登録意匠は、先行意匠1に類似するものと認められ、意匠法3条1項3号に該当するというべきである。これと異なる本件審決の判断には誤りがある。

3 結論

以上の次第であるから、本件審決には、意匠法3条1項3号該当性の判断に誤りがあり、原告の請求には理由があるので、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部 裁判長裁判官 本多 知成
裁判官 遠山 敦士
裁判官 天野 研司

判決にまつわる検討

本件は、無効審判において、本件登録意匠が先行意匠1に類似し、意匠法3条1項3号に該当するか否かが争われたもので、裁判での争点は、先行意匠1の認定に誤りがあること、先行意匠1が本件出願日前に公知であったこと（無効理由1）、及び本件登録意匠と先行意匠1との類否判断（無効理由2）である。知財高裁は原告の請求を認容し、審決を取り消す旨の判断をした。

知財高裁は、取消事由1について、「原告が納品を受けた上記フロアマットは、上記のとおりユーアイが販売していた『3Dラバーマット』と同一の製品であると認められる。」「その設計図面に記載されたフロアマットの形状等は、上記のとおりユーアイが販売していた『3Dラバーマット』の形状等として矛盾のないものであり、かつ、原告がかつて所持していた聖州企業股份有限公司が作成した『HIACE右駕専用踏墊』及び『HIACE右駕専用踏墊後座1』の設計図面（甲1の2・3）に記載のフロアマットと寸法、形状等において酷似していることが認められる。」として「ユーアイが販売していた先行製品（『3Dラバーマット』及び『3Dマット』）の形状等は、甲1の1～4に表されているということが出来る。」「したがって、本件審決が、甲1の1～4に表された意匠をまとめて先行意匠1の形状等として認定できないとした点には誤りがある。」と判断した。

また、「ユーアイは本件出願日前にハイエース標準ボディ用フロアマットである『3Dラ

バーマット』を一般に販売していたこと、その形状等は、ウェブサイトに掲載された写真からみて、本件カタログに掲載されているものと相違するところはないこと、原告が本件出願日前に外注先から供給を受けてユーアイに販売したフロアマットも、記載された品番及び製品コードからみて上記『3Dラバーマット』と同一の製品であると認められること、甲1の2・3の設計図面はユーアイに提供した製品の設計図面そのものではないが、ユーアイが販売している『3Dラバーマット』の設計図面と同一の法人が作成し、その記載された製品の内容も酷似していることなどの事実関係を総合すると、甲1の1～4につき、これらを併せて先行製品の意匠を認定することができるものである。」「先行意匠1は、ユーアイが先行製品を一般向けに販売したことによって、本件出願日前に公然知られたものと認められる。」と判断した。

さらに、知財高裁は、無効理由2について、「①本件登録意匠の各マットにはロゴ部及びタグがないのに対し、先行意匠1の各マットには、それぞれ『UI vehicle』と記した長方形のロゴ部や小矩形形状のタグが設けられている点、②各マットの縦横奥行き長さ比、③センター用マットを平面視した際の具体的な形状、④各マットを正面視した際の辺の形状（直線状であるか僅かな斜線状であるか、傾斜の角度等）などにおいて相違点が認められる。」「上記①及び④については細部の部分的相違にとどまる上、上記②の本件登録意匠と先行意匠1との縦横奥行き長さ比の相違は、主として平面視及び側面視した際のフロアマットの厚みの相違に由来するものとみられるが、この点は、自動車フロアマットとして装着した後は、特段美感への影響を与えるものとは認められない。同様に、上記③の相違点についても、自動車フロアマットとして装着した後は、特段、美感への影響を与えるものとは認められない。」とし、「これらの相違点は、いずれも需要者が特に注目する部分とはいえない。」として、「本件登録意匠と先行意匠1とは、これらの相違点を考慮しても、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるから、本件登録意匠は、先行意匠1に類似するものと認められ、意匠法3条1項3号に該当するというべきである。これと異なる本件審決の判断には誤りがある。」と判断したものである。

「意匠の類否判断は、全体的観察を中心に、これに部分的観察を加えて、総合的な観察に基づいてされるべきであ」との知財高裁の判断は首肯できる。登録意匠の意匠権者と先行実施者との争いとなる場合、先行意匠の公知性が問題となる場合が散見される。先行意匠の公知日を後から立証することには困難が伴うものであると推量する。

しかしながら、既に多数の販売実績がある製品について、その公知性自体を争うのは難しいと思料する。購入者や使用者があらゆる場面でSNSにアップロードする現在において、公知とならない状態を保つのはかなり困難である。公知の証拠を示すことがより容易になっているものと感ずる。新規性喪失の一年の猶予期間はあるが、既に販売した商品については、誰がいつ公知にするか把握することが難しいので、いち早く意匠出願をすることが肝心といえる。特に出願日前の他人の公知意匠の存在は、新規性を必要とする意匠権の取得に立ちはだかる大きな障害となり得る。

本件は、知財高裁の判決を受けて特許庁審判部でさらに審理され、本件登録意匠を無効とする審決がなされ、令和6年3月21日に確定している。